

令和7年3月27日

第 20 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和7年3月27日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第20回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	山本秀弘
〃	3番	川合一
〃	4番	落雅美
〃	6番	井川和彦
〃	7番	野呂栄二
〃	8番	松村宗雄
〃	9番	坂本純科
〃	10番	土居義和
〃	12番	梅田徹之
〃	13番	池田裕之
〃	14番	片山裕
〃	15番	曾我貴彦
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	中岡博晃
〃	5番	宮野秀子
〃	11番	石岡渡

4. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局	局長	樋口正人
	事務局	次長	中村利美
	農地係	主事	篠原司

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

- 議案第1号 現況証明願いについて
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する知事許可の権限移譲について
 議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）並びに令和7年余市町農業委員会活動計画（案）について

4 番 調査の結果、申請番号1番については、取得後も機械の能力、農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

細山議長 次に、申請番号2番につきまして現地調査を行った調査委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

10 番 申請番号2番の農地法第3条の規定による許可申請について、3月13日、事務局を含め、松村委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号2番については、離農する譲渡人と、経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号2番については、取得後も機械の能力、農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

細山議長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

細山議長 ご異議がないようですので、申請番号1番につきまして申請のとおり可と決定いたします。

次に、申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

細山議長 ご異議がないようですので、申請番号2番につきまして申請のとおり可と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩中に農用地利用集積推進会議開催)

(休憩時間 午後1時42分～午後1時52分)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第3号につきまして申請のとおり可といたします。
 続きまして議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

細山議長 ご異議がないようですので、議案第4号につきまして申請のとおり可といたします。
 つづきまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する知事許可の権限移譲についてを議題に供します。
 番外から説明をいたさせます。

中村次長 ただ今、上程されました議案第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。
 今回、ご提案いたしました議案につきましては、令和4年5月27日付の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に伴い、令和5年4月1日施行により、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が統合され、農用地利用集積等促進計画として知事の認可及び公告の事務が必要となりました。
 市町村は、令和7年3月31日までに地域計画を策定することになっており、その間は経過措置として従前の例により、農用地利用集積計画の手法が可能となっております。余市町では、この地域計画の公告を令和7年3月31日に予定していることから、この手法は今月末までとなります。
 この法改正及び北海道の条例改正に伴い、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項及び第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可と農業委員会への通知及び公告の事務を北海道から権限移譲を受けることになり、令和6年4月1日に町長が同意したところでございます。
 この度、地方自治法第180条の2の規定に基づき、余市町長の一部の事務を農業委員会が補助執行することについて協議がありましたので、ご提案申し上げる次第でございます。
 以下、議案を朗読説明させていただきます。
 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する知事許可の権限移譲について。
 地方自治法第180条の2の規定に基づき、余市町長より同意を求められた権限移譲について、審議採決願いたい。
 令和7年3月27日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。
 26ページに余市町長からの協議文書を添付してございますので、後刻、ご高覧願います。

中村次長 以上、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する知事許可の権限移譲について、ご説明申し上げましたので、各委員におかれましては、よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として町長の権限に属する事務委任に関する権限移譲関係をお手元に配布しておりますので、後刻、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第5号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

細山議長 ご異議がないようですので、議案第5号につきまして申請のとおり可いたします。

つづきまして、議案第6号、令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和7年度余市町農業委員会活動計画(案)についてを議題に供します。

番外より説明をいたさせます。

樋口局長 ただ今、上程されました議案第6号につきまして、朗読、説明させていただきます。

議案第6号、令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和7年度余市町農業委員会活動計画(案)について

令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和7年度余市町農業委員会活動計画(案)について、別紙のとおり本会に付議する。

令和7年3月27日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

28ページをお開き願います。

令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)でございます。

農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制、農家、農地等の概要について記載しております。

29ページをお開き願います。

最適化活動の目標でございます。

農地の集積の現状及び課題について、管内の農地面積は1,420ha、これまでの集積面積は1,255haとなっており集積率は88.3%となっております。

課題といたしまして、経営主の高齢化、担い手不足による遊休農地化、農地の分散等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっております。

目標でございますが、今年度の新規集積面積は24ha、今年度末の集積面積は1,279haとしております。

樋口局長

遊休農地の現状は0ha、課題は経営主の高齢化と担い手不足による遊休農地の発生防止であります。

30ページをお開き願います。

新規参入の促進でございますが、令和4年度は7経営体、16.1ha、令和5年度は9経営体、28.0ha、令和6年度は10経営体、10.7haとなっております。

課題といたしましては、担い手の高齢化が進んでいる中、新規就農者を育成、確保し、就農後の定着を図るため、関係機関等と連携を図り、情報収集を行い、意欲ある新規就農者等への確保に努めます。

また、既に就農している新規就農者へのフォローアップを行うこととしております。

最適化活動の活動目標ですが、日数目標は1人当たり月5日としております。

活動強化月間の設定ですが、8月に農地パトロールによる遊休農地の発生、解消等、12月、2月に農地利用の意向確認を目標としております。

新規参入相談会への参加は1回、北海道新規就農フェアへの参加を目標としております。

31ページをお開き願います。

次に、令和6年度余市町農業委員会活動計画（案）でございます。

1、活動計画の趣旨ですが、余市町の農業は、明治時代に始まり、令和を迎えた今日まで、恵まれた気候風土と地の利を活かし、先人のたゆまぬ努力により果樹と野菜の食料生産基地として重要な役割を果たしてきました。

昨今は、後志自動車道が余市町まで開通するなど道路網の整備が順調に進む中、一大消費地である札幌市やインバウンドで賑わう倶知安ニセコエリアをターゲットとし、高付加価値な農産物を広域的販売に繋げられるかが重要な課題となっております。

余市町農業委員会は、これまで継続して取り組んできた地域農業発展のための諸施策と今日の課題を踏まえ、農業構造の改善を推進してきましたが、近年は担い手・後継者不足が深刻化、更には地域農業の人手不足の加速化など厳しい状況となっており、その解消に向け新規就農者の受け入れや農地の利用集積の促進など、農地利用の最適化の推進に関して活動目標を設定し、着実な成果を上げていくことが求められております。

また、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により農地制度の仕組みが大きく変わり、農地の権利移動は原則として農地中間管理機構を経由することになるなど、国の施策にも対応しなければなりません。

樋口局長 このような諸課題を踏まえ、農業委員会系統組織の全国統一理念のもとに、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として、関係行政庁及び団体と連携協力しながら、本町農業の振興、農業者の経営と生活の安定向上を目指すとともに、農地行政関係業務や農業経営の合理化・効率化に資する業務などに精励し、農業委員一人ひとりが責任を持ってかつ積極的に啓蒙啓発、相談、情報収集活動に取り組み、地域農業者と共に行動する農業委員会づくりを基調とした活動に努め、地域農業者の期待に応えるべく取り組みを推進します。

2、活動計画の重点事項及び取り組みとしまして7項目挙げております。

1) 優良農地の確保、有効利用の推進と遊休農地の発生防止、解消。

3 2 ページをお開き願います。

2) 農地流動化の促進と利用増進の推進。

3) 地域農業振興対策の推進。

4) 担い手の育成・確保対策の推進。

5) 農業者年金業務の推進。

3 3 ページをお開き願います。

6) 情報提供の推進。

7) 農業委員会組織としての役割。

以上、議案第6号、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）並びに令和7年度余市町農業委員会活動計画（案）についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第6号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

細山議長 ご異議がないようですので、議案第6号につきまして申請のとおり可と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第20回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時11分)

(本会議所要時間 41分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 6 番

議事録署名委員 余市町農業委員 12 番